

1 施工体系図

【建設業法第24条の8第4項】

《掲示場所》 工事現場の見やすい場所（工事関係者及び公衆が見やすい場所）

デジタルサイネージ等の活用も可 ※末尾の【別紙】参照

《留意点》 下請工事がある場合は必ず掲示

施工体系図

発注者名		工期	自 年 月 日	至 年 月 日
工事名称		会社名・事業者ID	代表者名	許可番号
元請名・事業者ID		一般 / 特定の別	安全衛生責任者	主任技術者
監督員名		特定専門工事の該当	有・無	専門技術者
管理技術者名		工事	担当工事内容	工期
主任技術者名		年 月 日 ~ 年 月 日		
専門技術者名		会社名・事業者ID	代表者名	許可番号
担当工事内容		一般 / 特定の別	安全衛生責任者	主任技術者
元方安全衛生管理者		特定専門工事の該当	有・無	専門技術者
専任安全衛生責任者		工事	担当工事内容	工期
副専任安全衛生責任者		年 月 日 ~ 年 月 日		
副専任安全衛生責任者		会社名・事業者ID	代表者名	許可番号
副専任安全衛生責任者		一般 / 特定の別	安全衛生責任者	主任技術者
副専任安全衛生責任者		特定専門工事の該当	有・無	専門技術者
副専任安全衛生責任者		工事	担当工事内容	工期
副専任安全衛生責任者		年 月 日 ~ 年 月 日		

■ 建設業法で定められた記載事項

★下請負人に関する記載事項

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般 / 特定の別	一般 / 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

「建設業の許可票」に記載していた項目が施工体系図へ移行・統合

令和2年以前に購入した現場標識を使っていますか？

施工体系図は以下の①～④を含んだ「施工体系図（作成例）」などを参考に表計算ソフト等で作成されると思います。作成データを拡大印刷し、ラミネート加工したものを現場掲示するなど、下請情報などが変更される都度、発注者に提出したものと不整合が生じないように工夫しましょう！

- ① 建設キャリアアップ ID ※ID 未登録の場合、空欄
- ② 代表者名
- ③ 許可番号
- ④ 一般・特定建設業の別

	会社名			
	安全衛生責任者		古い!	
	主任技術者			
	専門技術者			
工事		担当工事内容		
工期		年 月 日 ~ 年 月 日		

2 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

【建設業法施行規則第 14 条の 3】

《掲示場所》 工事現場の見やすい場所

《留意点》 下請契約のある工事が対象。再下請負通知書の提出については、掲示とともに下請負人へ書面による通知が必要。

【掲示例】

下請負人となった皆様へ

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーションまで、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設株

参考【書面による通知例】

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和 24 年法律 100 号）第 24 条の 8 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

- ① この建設工事の下請負人（貴社）は、その請負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第 24 条の 8 第 2 項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者（再下請負）に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、元請建設業者に対する①の再下請負通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

元請建設業者の商号

〇〇建設株式会社

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション

3 建設業の許可票

【建設業法第 40 条、建設業法施行規則第 25 条】

《掲示場所》 工事現場の公衆の見やすい場所

デジタルサイネージ等の活用も可 ※末尾の【別紙】参照

《留意点》 請負業者のみ掲示（下請負人の掲示は不要）

建設業の許可票			
商号又は名称		〇〇建設株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 〇〇 〇〇	
主任技術者の氏名	専任の有無	〇〇 〇〇	専任 <small>※2</small>
資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士	第〇〇〇〇号
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業	
許可を受けた建設業		土木・とび・土工・舗装	
許可番号		国土交通大臣 山口県知事	許可（特一〇〇）第XXXX号
許可年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	

← 35cm以上 →

（記載要領）

- ※1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- ※2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、**同項第 1 号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第 2 号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。**
- ※3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- ※4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定により専任の者でなければならない監理技術者**又は同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する監理技術者**を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- ※5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- ※6 「国土交通大臣、山口県知事」については、不要のものを消すこと。

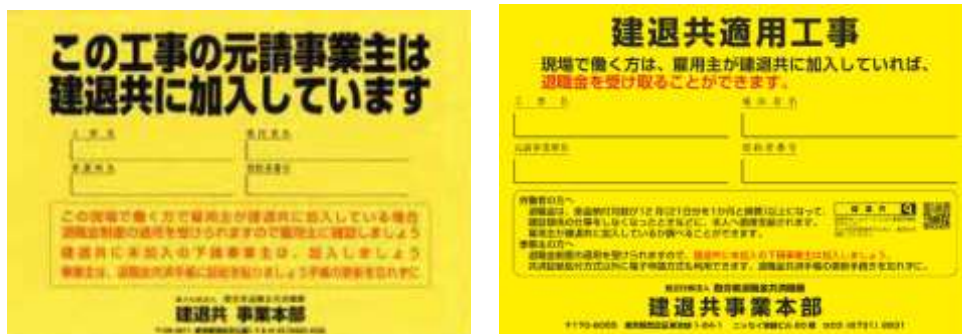
4 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の標識

《掲示場所》 現場事務所や工事現場の出入り口など見やすい場所

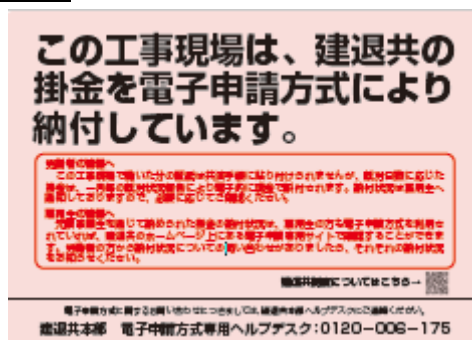
《根拠》 建退共制度改善方策について（平成11年3月18日労働省、建設省、建退共本部） 公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針 第2措置5(4)ハ

【現場標識（シール若しくは標識）】

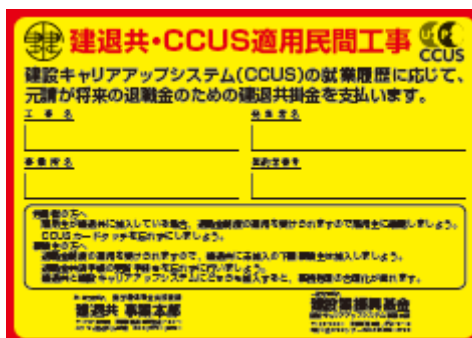
●通常タイプ ※記載が異なる標識もあります



●電子申請方式タイプ



●CCUS 適用民間工事タイプ ※公共工事では使用しません



5 労災保険関係成立票

【労働者災害補償保険法施行規則第49条など】

《掲示場所》事業場の見やすい場所

25 cm 以上	労 災 保 険 関 係 成 立 票	
	保険関係成立年月日	※1 年 月 日
	労働保険番号	
	事業の期間	自 年 月 日 至 ※2 年 月 日
	事業主の住所氏名	※3
	注文者の氏名	※4
	事業主代理人の氏名	※5
	35cm以上	

- ※1 一括有期事業（年度内工事を一括処理）の場合、会社設立時に保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日、又は毎年の更新日単独有期事業。単独有期事業（その工事単独で保険加入）の場合、当該単独工事の保険関係成立届を労働基準監督署に届けた日
- ※2 着工日～工事完了予定日（当該工事で作業員が作業する期間、工期とは限らない）
- ※3 工事受注者の事業主の住所氏名を記載（通常は会社住所と代表者氏名）
- ※4 工事請負契約書に記載の契約者（山口県〇〇土木建築事務所長など）
- ※5 労災保険代理人選任届により、代表者の代理として労災保険の手続きをした人を記入する。代表者名で労災保険の申請手続きをしていれば、事業主代理人の欄は「空白」となる。事業主代理人は現場代理人とは異なる。ただし、単独有期事業において労災保険代理人として現場代理人が手続きすれば、現場代理人が事業主代理人となる。

【労働者災害補償保険法施行規則】

第四十九条 事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

【労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則】

第七十七条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式第四号）を見やすい場所に掲げなければならない。

6 作業主任者一覧表

【労働安全衛生法第 14 条、労働安全衛生規則第 18 条、労働安全衛生法施行令第 6 条】

《掲示場所》作業場の見やすい箇所

《留意点》労働安全衛生法施行令第 6 条において作業主任者を選任すべき作業とされている場合に選任する。

【記載例】 ※定型様式なし、寸法規定なし

作業主任者一覧表

作業主任者名称	所属	氏名
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	〇〇建設(株)	〇〇 〇〇
コンクリート破砕器作業主任者	(株)△△組	△△ △△
ガス溶接作業主任者	□□ 建設工業(株)	□□ □□

【公共工事における主要な作業（一部抜粋）】

作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業（安衛法 14 条、同法施行令 6 条、安衛則 16 条）
ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（10 以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したもの又は 9 以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は 400 リットル以上、他は 1,000 リットル以上）を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務
特定化学物質作業主任者 (金属アーク溶接等作業主任者※) ※安衛則の改正により 2024.1 追加	技能講習	令別表第 3 の特定化学物質（1 類・2 類・3 類）製造又は取扱（但し、試験研究の取扱業務は除く） 【補足】溶接作業における「溶接ヒューム」が第 2 類物質に該当
コンクリート破砕器作業主任者	技能講習	コンクリート破砕器を用いる破砕作業
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	技能講習	掘削面の高さ 2m 以上の地山の掘削の作業 土止めの支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業
ずい道等の掘削等作業主任者	技能講習	ずい道等の掘削、すり積み、支保工組立（落盤、肌落防止用）、ロックボルト取付、コンクリート等吹付
ずい道等の覆工作業主任者	技能講習	ずい道等覆工（型わく支保工）組立、解体、移動、コンクリート打設
型枠支保工組立て等作業主任者	技能講習	型わく支保工の組立て、解体の作業（但し、建築物の柱・壁・橋脚、ずい道のアーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く）
足場の組立て等作業主任者	技能講習	つり足場、張出足場又は高さが 5m 以上の足場の組立、解体、変更の作業（コンドラのつり足場は除く）
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	技能講習	建築物の骨組み・塔であって高さが 5m 以上の金属製の部材により構成されるものの組立て、解体、変更
鋼橋架設等作業主任者	技能講習	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更（但し、高さ 5m 以上又は橋梁支間 30m 以上に限る）
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	技能講習	高さ 5m 以上のコンクリート造工作物の解体、破壊
コンクリート橋架設等作業主任者	技能講習	橋梁の上部構造であってコンクリート造のもの架設又は変更（但し、高さ 5m 以上又は橋梁支間 30m 以上に限る）
石綿作業主任者	技能講習	石綿若しくは石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業、試験研究のため製造する作業

【労働安全衛生規則】

（作業主任者の氏名等の周知）

第十八条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

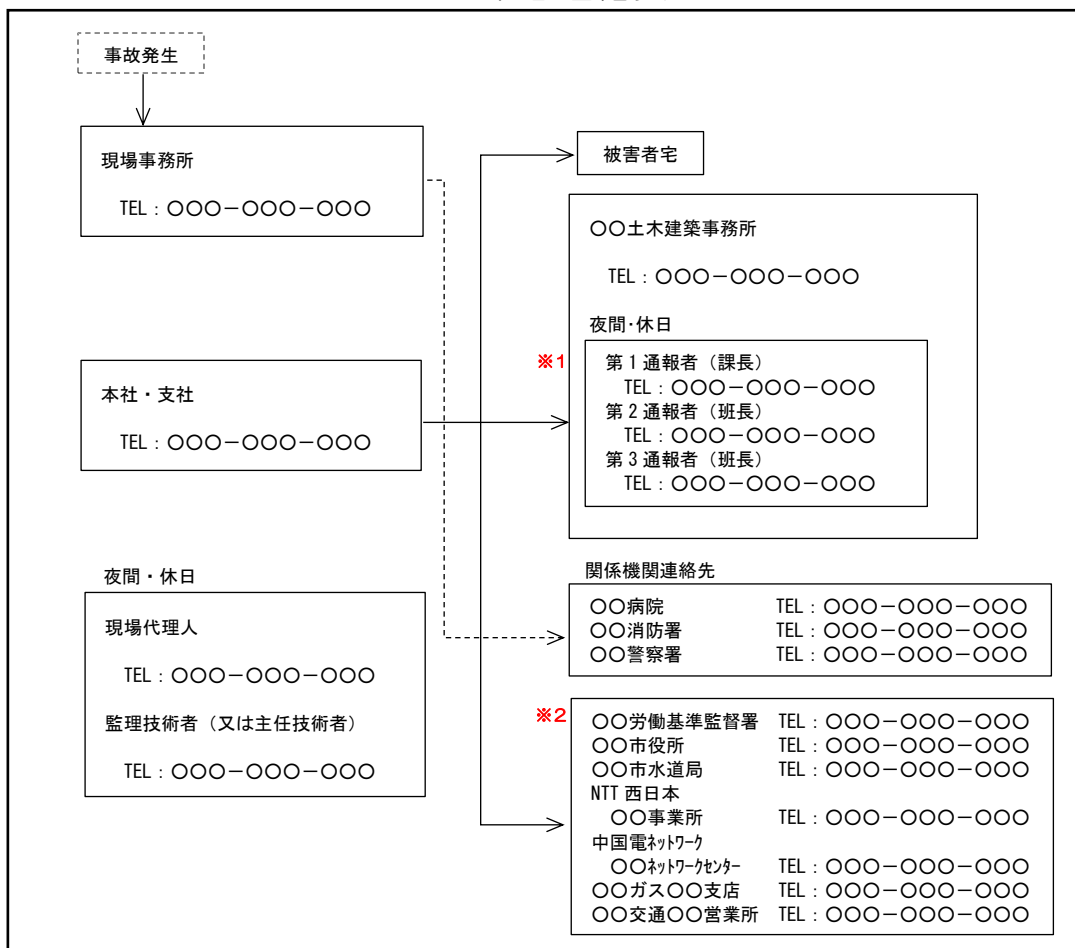
7 緊急連絡表

《掲示場所》 事務所，詰所等の見やすい場所

《根拠》 労働安全衛生規則第 642 条の 3、土木工事安全施工技術指針

【記載例】 ※定型様式なし、寸法規定なし

緊急連絡表



※1 発注機関ごとに通報者の取り決めが異なるので、施工計画書作成前に監督職員に確認すること。

※2 地下埋設物や架空線などの関係機関を網羅すること。

【土木工事安全施工技術指針】第4節 工事現場管理

5. 緊急通報体制の確立

- (1) 関係機関及び隣接他工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち，緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。
- (2) 通報責任者を指定しておくこと。
- (3) 緊急連絡表を作成し，関係連絡先，担当者及び電話番号を記入し，事務所，詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。

8-1 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書

【資源有効利用促進法 政省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条）】

《揭示場所》工事現場の見やすい場所

《留意点》計画書の様式に掲載されている建設資材を搬入する場合及び建設副産物が工事現場から発生する場合は作成を要する。

（システムによる様式の印刷が可能）

建設副産物情報交換システムで、現場揭示様式「再生資源利用（促進）計画書―現場揭示用―」の出力が可能です。

※建設副産物情報センターのホームページを参照。 <https://www.recycle.iacic.or.jp/>



デジタルサイネージ等 ICT 機器を活用した掲示について

1. 施工体系図

書面ではなく、デジタルサイネージ等 ICT 機器を活用した掲示について、次の（１）から（６）の要件を満たす場合に、建設業法第 24 条の 8 第 4 項の規定及び入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

- （１） 工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （２） 当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- （３） 施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること（必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない。）。
- （４） 一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式（スライドショー方式）のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。
- （５） 公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （６） 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができることとする。

◎建設業法第 24 条の 8 第 4 項・・・上記（１）～（４）

◎入札契約適正化法第 15 条第 1 項・・・上記（５）、（６）

2. 標識

書面ではなく、デジタルサイネージ等 ICT 機器を活用した掲示についても、上記の（２）、（５）及び（６）の「施工体系図」を「標識」に読み替えたものが要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、建設業法第 40 条の規定による標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

【参照文書】

令和 4 年 1 月 27 日付け国不建第 445 号

「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」